

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を
公布する。

令和三年三月二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六号

則 東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和二年十二月東京都北
区条例第四十三号）付則に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年三月十
三日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第七号

東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区保育料等徴収条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

保育料等減額承諾通知書

様

東京都北区長

申請のありました保育料等の減額については、東京都北区保育料等徴収条例施行規則第6条第3項の規定により、下記のとおり減額する旨通知いたします。

記

年度

児童氏名		生年月日	
保育所名		決定年月日	
減額期間			
内 容		階 層	
月別	保 育 料	月別	保 育 料
4月分		10月分	
5月分		11月分	
6月分		12月分	
7月分		1月分	
8月分		2月分	
9月分		3月分	

- ※ 年度途中で在籍期間が満了する場合は、期間満了後の保育料を0円と表示しています。
- ※ 公立園のスポット延長保育は、一時間当たり400円の延長料が別途かかります（A・B階層を除く。）。
- ※ 私立園の延長料（スポット延長保育を含む。）は、各私立園に直接お問合せください。

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

保育料等減額不承諾通知書

様

東京都北区長

申請のありました保育料等の減額については、東京都北区保育料等徴収条例施行規則第6条第3項の規定により、下記のとおり減額しない旨通知いたします。

記

児童氏名		生年月日	
保育所名		決定年月日	
内 容		階 層	
理 由			
備 考			

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都北区立滝野川北保育園の項中「一五三」を「一六三」に改める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和三年三月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第九号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例（令和二年十月東京都北区条例第三十号）付則に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年四月十四日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十号

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十八年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「子ども発達支援センターさくらんぼ園」を「児童発達支援センター」に改める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和三年三月十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十一号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年六月三十日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和二年十二月東京都北区規則第八十一号）は、廃止する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十二号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条区民部の部戸籍住民課の項に次のように加える。

個人番号カード交付係

第八条健康福祉部の部生活福祉課の項に次のように加える。

保護第八係

第八条まちづくり部の部建築課の項中「構造設備係」を「構造・耐震化促進係」に、「細街路係」を「細街路整備係」に改める。

第八条土木部の部土木政策課の項中「用地係」を削る。

第九条第二項中「、区民部」を削り、「及びまちづくり部」を「、まちづくり部及び土木部」に改める。

第十条企画課の部中「課務担当主査」を

「課務担当主査

一 基本構想の策定に関すること。 に改める。

課務担当主査

第十一条の二防災・危機管理課の部中 「課務担当主査

を

「課務担当主査

一 国土強靱化地域計画に関すること。

に改める。

課務担当主査

一 区民防災組織に関すること。

「

第十一条の三産業振興課の部産業振興係の項第四号及び第五号を削り、同項中第六号を第四号とし、第七号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同部課務担当主査の項を削る。

第十二条戸籍住民課の部中

「課務担当主査

一 住民基本台帳に係る諸統計に関すること。」を

「個人番号カード交付係

一 個人番号カードの交付及び交付事務等に係る連絡調整に関すること。

二 個人番号通知書に関すること。

に、

課務担当主査

一 住民基本台帳に係る諸統計に関すること。

「

「五 個人番号カードの交付事務等に係る連絡調整に関すること。」

六 住居表示に関すること。

七 入管法等に基づく事務に係る統計及び連絡調整に関すること。

「五 住居表示に関すること。」に改め、同

六 入管法等に基づく事務に係る統計及び連絡調整に関すること。

部中 「課務担当主査」を削る。

一 特別定額給付金に関すること。

第十二条の二環境課の部に次のように加える。

課務担当主査

一 堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等対策に関すること。

第十二条の三生活福祉課の部中「保護第七係」を「保護第七係」に改め、同条高

保護第八係

齡福祉課の部高齢福祉係の項第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号を

第五号とし、第七号を第六号とする。

第十四条まちづくり推進課の部中「一 木密地域不燃化10年プロジェクト」を

「一 防災都市づくり推進計画の実施」に改め、

「四 都市防災不燃化促進事業の新規事業地区に関すること。」を削り、

「の木密地域不燃化10年プロジェクト」を「の防災都市づくり推進計画の実施」に、

「六十条地区の防災街区整備事業に関すること。」を

「六 十条地区の防災街区整備事業に関すること。」

七 十条地区の東京都施行による都市計画道路事業の調整に関すること。」

「一 十条駅付近連続立体交差事業及び関連する道路事業の調整に関すること。」

二 十条地区の東京都施行による都市計画道路事業の調整に関すること。」

「一 十条駅付近連続立体交差事業の調整に関すること。」に改める。

第十四条 建築課の部構造設備係の項を次のように改める。

構造・耐震化促進係

一 建築物等の構造の審査、指導及び検査に関すること。

二 工事現場の危害防止（仮囲い及び落下物に対する防護に係るものを除く。）に関すること。

三 危険ながけ、擁壁、ブロック塀等の査察、改修指導及び安全対策支援に関すること。

四 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定に関すること。

五 長期優良住宅建築等計画認定の構造審査に関すること。

六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の構造の審査、指導及び検査に関すること。

七 建築物の応急危険度判定に関すること。

を に、

- 八 耐震改修促進計画に関すること。
 - 九 木造民間住宅及びマンションの耐震化に関すること。
 - 十 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関すること。
- 第十四条 建築課の部細街路係の項中「細街路係」を「細街路整備係」に改め、同部中「六 狭あい道路の拡幅整備に関すること。」を
- 「六 狭あい道路の拡幅整備に関すること。」を
- 課務担当主査
- 一 建築物等の設備及び昇降機の審査、指導及び検査に関すること。
 - 二 長期優良住宅建築等計画認定の設備審査に関すること。
 - 三 低炭素建築物等計画認定の設備審査に関すること。
 - 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の設備の審査、指導及び検査に関すること。
 - 五 特定建築物、防火設備、建築設備及び昇降機の定期報告及び防災指導に関すること。
 - 六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の審査、認定及び適合性判定に関すること。
- 「五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受理及び指導に関すること。」

「五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受理及び指導に関すること。」

六 工事現場の危害防止（仮囲い及び落下物に対する防護に係るものに限る。）に関すること。
に改め、

「課務担当主査

一 耐震改修促進計画に関すること。

二 木造民間住宅の耐震化に係る意識の啓発及び知識の普及に関すること。

三 木造民間住宅及びマンションの耐震診断、耐震改修等に係る助成に関すること。

四 危険なげけ、よう壁等に係る助成に関すること。
を削る。

五 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に係る意識の啓発及び知識の普及に関すること。

六 緊急輸送道路沿道建築物の耐震に係る助成に関すること。
七 ブロック塀耐震アドバイザーの派遣及びブロック塀等の除却

等に係る助成に関すること。」

第十五条土木政策課の部用地係の項を削り、同部課務担当主査の項中「及び公園等」を「、公園等」に、「の調整」を「及び調整」に改める。

別表第一第六号中「十条駅西口市街地再開発事業」を「十条駅西口地区市街地再開発事業」に改める。

別表第三第七号を削り、同表中第八号を第七号とし、第九号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

三十三 東京都北区基本構想審議会

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十三号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表区民部戸籍住民課戸籍係長の項の次に次のように加える。

区民部戸籍住民課個人番号カード交付係長	個人番号カード交付係員	戸籍住民課個人番号カード交付係における収納金
---------------------	-------------	------------------------

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十四号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「同居の」を削る。

第五条第三項中「第三条に規定する」を削り、「行う」の下に「方式（以下「順位決定方式」という。）により当該利用承認を行うものとする」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長は、別表第一に定める定員及び利用の申請状況等から順位決定方式による必要がないと認めるときは、利用承認基準に該当する全ての者について、順位決定方式によらず利用承認の決定を行うことができる。

別表第一東京都北区滝四もみじクラブ第二の項中「三〇」を「三五」に改め、同表東京都北区東十条こどもクラブ第二の項の次に次のように加える。

東京都北区東十条こどもクラブ第三

四〇

別表第一東京都北区西浮間クラブ第一の項及び東京都北区西浮間クラブ第二の項中「五〇」を「五五」に改め、同表東京都北区西浮間クラブ第三の項中「四〇」を

「五〇」に改め、同表東京都北区神小つばさクラブの項中「東京都北区神小つばさクラブ」を「東京都北区神小つばさクラブ第一」に改め、同表東京都北区神小あおぞらクラブの項中「東京都北区神小あおぞらクラブ」を「東京都北区神小あおぞらクラブ第二」に改め、同表に次のように加える。

東京都北区神小つばさクラブ第三

四〇

別記第一号様式を次のように改める。

学童クラブ利用申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

〒
申請者 住 所
(保護者) フリガナ 氏 名(署名)
電 話 ()

下記のとおり、学童クラブ利用の申請をします。

フリガナ				保護者の勤務先	父	名 称	
児童の氏名		男 女 年 月 日生				所在地	
					電 話	()	
現 況	在籍している(する予定の) 小学校名・学年		小学校 (新) 年生		勤務先からクラブまでの時間 約 分		
	通園している幼稚園・保育園 (新1年生は記入してください。)			母	名 称		
			所在地				
				電 話	()		
家庭からクラブまでの時間 約 分				勤務先からクラブまでの時間 約 分			
(学童クラブの利用を希望する理由)							
児 童 の 同 居 家 族	氏 名	続柄	生年月日	職業・学校(学年)・在園名等			
北区及び隣接区に在住の祖父母							
氏 名	住 所	生年月日	続柄	職 業	電話番号		
備考							
生活保護の状況		適用なし 適用あり					
児 童 の 状 況	お子さんの病気や発育などについて気付いたことや心配なことがありますか。					身体障害者手帳	
	1 なし					() 級	
2 ある					東京都愛の手帳		
[() 級		

- 1 児童の同居家族欄は、祖父母等全員記入してください。
- 2 児童の住所が保護者の住所と異なる場合等は備考欄に記入してください。

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

受理者	学童クラブ名			確認者	館長・所長	事務局担当者	
	受付番号	登録日	登録番号				
/ /		/ /		/ /	/ /	/ /	/ /

別記第二号様式中

年	月	日から	年	月	日まで
勤務日数	月平均	日	勤務時間	時	分から
				分	時まで

を

年	月	日から	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> 終了予定
(勤務日数)	月平均	日	/	(勤務時間)	時	<input type="checkbox"/> 更新予定
					分から	時まで

を

問合せ先

改める。

別記第六号様式の二を次のように改める。

学童クラブ延長利用申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
電 話 ()

下記のとおり、延長利用の申請をします。

申請年月日	年 月 日		
フリガナ		生年月日	年 月 日
児童の氏名	男	小学校名	小学校（新） 年生
	女		
申請理由			
備考※			

- 1 学童クラブ延長利用ができるのは、保護者の就労等（通勤時間を含む。）の時間が午後6時を超えるご家庭の児童が対象です。学童クラブ利用申請時に提出の勤務証明書等により利用対象となるかの確認を行います。なお、延長利用をした場合は、原則お迎えが必要となります。
 - 2 児童1名につき1枚必要です。
 - 3 延長利用を辞退する場合は、「学童クラブ延長利用辞退申出書」を学童クラブにご提出ください。
- ※欄は記入しないでください。

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

受理者	学童クラブ名			確認者	館長・所長	事務局担当者	
	受付番号	登録年月日	登録番号				
/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

別記第七号様式を次のように改める。

年 月 日

学童クラブ育成料 減額免除申請書

東京都北区長 殿

申請者 住 所
 (保護者) 氏 名
 電 話 ()

次のとおり学童クラブ育成料の 減 額 ・ 免 除 を受けたく、別紙書類を添付の上、申請します。

児 童 氏 名		小 学 校 名	小学校
学童クラブ名		学 年	(新) 年生
減額・免除を開始したい日	年 月 日から		
申 請 の 理 由	1 生活保護を受けているため 2 住民税非課税のため 3 就学援助を受給しているため 4 世帯で2人以上の児童が学童クラブを利用しているため 5 その他 ()		
添 付 書 類	1 被保護証明書 (原本) 2 住民税非課税証明書 (1月1日現在北区外に住所があった場合のみ添付) 3 就学援助費認定結果通知の写し (北区外で就学援助を受けている場合のみ添付)		
備 考			

※ 申請の理由及び添付書類の欄は該当するものを○で囲んでください。

同 意 書

上記減免を申請するに当たり、必要があるときは、北区が有する私の生活保護情報、税務情報又は就学援助費認定情報を公簿により確認することに同意します。

なお、この同意書は学童クラブを利用している期間中に限り有効とします。

保護者氏名 _____ ㊟

保護者氏名 _____ ㊟

【区処理欄】 ※ここは記入しないでください。

受理者	入力者	確認者	世帯状況
			生・非 就・二
/ /	/ /	/ /	

別記第十号様式中「クラブ取付書」を「取付書」に改める。
別記第十三号様式及び第十三号様式の二中

を

【区処理欄】※ここは記入しないでください。

登録番号	受理者	確認者	館長・所長	事務局担当者
	/ /	/ /	/ /	/ /
	/ /	/ /	/ /	/ /

に改める。

別記第十四号様式中

※ 該当するものを○で囲んでください。

を

※ 該当するものを○で囲んでください。

【区処理欄】 ※ここは記入しないでください。

登録番号	受理者	確認者	館長・所長	事務局担当者
/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、
必要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十六日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十五号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二(表)中

番	号
---	---

を

番
号

(枚番)

に改め、同様式(裏)中「について」を「にお

いて」に、「被保険者証とともに必ず」を「その窓口で電子的確認を受けるか、」に改める。

別記第五号様式の四(表)中「東京都国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証」を「東京都国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証」とし、

番	号
---	---

を

番	号	(枚番)
---	---	------

に改め、同様式(裏)中「療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに

必ずこの証をその窓口で「保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

別記第五号様式の六(表)中

番	号	を
---	---	---

「
番 号

(枝 番)

に改め、同様式(裏)中「受けるときは、被保
」

険者証とともに必ずこの証をその窓口で「受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を」に改める。

付 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則による改正前の東京都北区国民健康保険条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第四号の様式の二、第五号様式の四及び第五号様式の六の規定により交付されている認定証は、これらの認定証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規則別記第四号の様式の二、第五号様式の四及び第五号様

式の六の規定による認定証とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第四号様式の二、第五号様式の四及び第五号様式の六の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができるとする。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十六号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十一条」に改める。

第四十五条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国又は地方公共団体が前項の申請に係る手数料の免除を受けようとするときは、道路の位置の指定等証明書交付手数料免除申請書（第二十五号様式の二）により申請するものとする。

別記第八号様式（第2面）中

「耐火性能検査証法 防火区画検査証法 階段避難安全検査証法（階）」を

「全館避難安全検査証法 防火区画検査証法 その他（階）」

「耐火性能検査証法 防火区画検査証法 区画避難安全検査証法（階）」

「階段避難安全検査証法（階） 全館避難安全検査証法 区画避難安全検査証法 その他（階）」に改

める。

別記第八号様式の二（第2面）中

耐火性能検証法 防火区画検証法 階段避難安全検証法（ 階）
全館避難安全検証法 その他（ ） 適用なし 「 」
耐火性能検証法 防火区画検証法 区画避難安全検証法（ 階）
階段避難安全検証法（ 階） 全館避難安全検証法 階）
その他（ ） 適用なし 」

6 第3項に規定する区画避難安全検証法」のチェックボックスにより区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに「階段避難安全検証法」の場合には区画避難安全性能を検証した階を、「階段避難安全検証法」の場合には区画避難安全性能を検証した階を、併せて「」と格否ぬ。
 別記第11号第13号第14条第7項」や「第14条第8項」に格否ぬ。
 別記第11号第13号第14条第3第2項」や「第45条の2第2項」に格否ぬ。
 ぬ。

別記第11号第5丁目 「一丁目 五丁目
 2丁目 6丁目 二丁目 六丁目
 3丁目 7丁目 三丁目 七丁目

「記入してください」や「記入して

4丁 8丁 「 目 丁 八丁」
へ びこ。 に 改め、 同 様 式 の 次 に 次 の 一 様 式 を 加 え る。

第 号
年 月 日

東京都北区長 殿

所 属
代表者名
担当者名
連絡先

道路の位置の指定等証明書交付手数料免除申請書

道路の位置の指定等証明書交付の申請に当たり、東京都北区建築基準法施行細則第45条の3第2項の規定により手数料の免除を申請いたします。

申請年月日		年 月 日	
申請理由	(法令根拠や事業要綱名など目的を具体的に記載してください。)		
1 申請地	東京都北区（○印をしてください。）		丁目 (○印をしてください。)
	赤羽・赤羽北・赤羽台・赤羽西・赤羽南・岩淵町 浮間・王子・王子本町・上十条・上中里・神谷 岸町・桐ヶ丘・栄町・志茂・昭和町・十条台 十条仲原・滝野川・田端・田端新町・豊島・中里 中十条・西が丘・西ヶ原・東十条・東田端・堀船		一丁目 五丁目 二丁目 六丁目 三丁目 七丁目 四丁目 八丁目
2 指 定 変 更 取 消 年 月 日 番 号	(位置指定道路等の指定・変更・取消しの年月日と番号を記入してください。)		
	年 月 日 第 号		
備 考		手数料	東京都北区手数料条例第6条に基づき 免 除

北 証第 号

年 月 日

決 裁	課 長	係 長	係 員

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十五条の三の改正規定及び別記第二十五号様式に一様式を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区建築基準法施行細則の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十七号

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年七月東京都北区規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

（敷地が二以上の区域にまたがる場合の適合性判定等）

第三条の二 適合性判定、計画変更適合性判定、計画認定申請、計画変更認定申請、基準適合認定申請又は軽微変更証明（以下この条において「適合性判定等」という。）を必要とする建築物の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の適合性判定等を受けなければならない。

（複数建築物に係る計画認定申請等）

第三条の三 計画認定申請及び計画変更認定申請（以下これらを「計画認定申請等」という。）のうち、申請建築物及び他の建築物（以下これらを「複数建築物」という。）に係る計画認定申請等をしようとする者は、当該申請建築物を所管する所管行政庁に申請するものとする。

第四条第二項第二号中「の場合に限る。」又は別記第二号様式（）を「（別記第一号様式の四に係る申請を除く。）の場合に限る。」、別記第一号様式の四（複数

建築物に係る計画認定申請の場合に限る。）、別記第二号様式（計画変更認定申請
（別記第二号様式の二に係る申請を除く。）の場合に限る。）又は別記第二号様式
の二（複数建築物に係る）に改める。

別記第一号様式から第一号様式の三までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

適合性判定

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 1 計画の種別 新築
 (該当する□にレを記入) (用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外)
- 増築又は改築
 (用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外)
- 他の建築物
 (用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外)
- 2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 (該当する□にレを記入)
- 3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 m ²	別表第一の三 一の (一) 円	別表第一の三 一の (二) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表第一の三 一の (一) 円	別表第一の三 一の (二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表第一の三 一の (一) 円	別表第一の三 一の (二) 円

手数料額 _____ 円

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。

(日本産業規格A列4番)

第1号様式の2 (第4条関係)

計画変更適合性判定

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 1 計画の種別 新築
 (該当する□にレを記入) (用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外)
- 増築又は改築
 (用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外)
- 他の建築物
 (用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外)
- 2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 (該当する□にレを記入)
- 3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 m ²	別表第一の三 二の(一) 円	別表第一の三 二の(二) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表第一の三 二の(一) 円	別表第一の三 二の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表第一の三 二の(一) 円	別表第一の三 二の(二) 円

手数料額 _____ 円

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。

(日本産業規格A列4番)

第1号様式の3 (第4条関係)

計画認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (申請の該当する□にレを記入) 建築物の一部 (住戸の部分)
 建築物の一部 (非住宅部分)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 (該当する□にレを記入) モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表第一の三 三の(一)の(1) 円	別表第一の三 三の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表第一の三 三の(一)の(2)のア 円	別表第一の三 三の(二)の(2)のア 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合(住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 三の(一)の(2)のイの(ア) 円(a)	別表第一の三 三の(二)の(2)のイの(ア) 円(A)
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三 三の(一)の(2)のイの(イ) 円(b)	別表第一の三 三の(二)の(2)のイの(イ) 円(B)
	合計 m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の三の次に次の一様式を加える。

第1号様式の4（第4条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
（該当する□にレを記入） □ モデル建物法 □ 標準入力法等
- 3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 □共用部分 を除く。	m ²	別表第一の三 三の (一)の(2)のイの(ア) 円(a)	別表第一の三 三の (二)の(2)のイの(ア) 円(A)
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表第一の三 三の (一)の(2)のイの(イ) 円(b)	別表第一の三 三の (二)の(2)のイの(イ) 円(B)
	合計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	m ²	(c) 円	(C) 円

合計 _____ 円

（注意）

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 金額(c) 及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

（日本産業規格A列4番）

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物____ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（ア）	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（ア）
	□共用部分を 除く。	m ²	円 (a)	円 (A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（イ） 円 (b)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（イ） 円 (B)
小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円	
他の建築物____ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（ア）	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（ア）
	□共用部分を 除く。	m ²	円 (a)	円 (A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（イ） 円 (b)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（イ） 円 (B)
小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円	
他の建築物____ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（ア）	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（ア）
	□共用部分を 除く。	m ²	円 (a)	円 (A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 三の （一）の（二）のイの（イ） 円 (b)	別表第一の三 三の （二）の（二）のイの（イ） 円 (B)
小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円	
他の建築物	合計		円 (c)	円 (C)

(注意)

- 1 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条関係)

計画変更認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (申請の該当する□にレを記入) 建築物の一部(住戸の部分)
 建築物の一部(非住宅部分)
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 (該当する□にレを記入) モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表第一の三四の(一)の(1) 円	別表第一の三四の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計 m ²	別表第一の三四の(一)の(2)のア 円	別表第一の三四の(二)の(2)のア 円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合(住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三四の(一)の(2)のイのア 円(a [´])	別表第一の三四の(二)の(2)のイのア 円(A [´])
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三四の(一)の(2)のイのイ 円(b [´])	別表第一の三四の(二)の(2)のイのイ 円(B [´])
	合計 m ²	(a [´]) + (b [´]) 円	(A [´]) + (B [´]) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：
 （該当する□にレを記入） □ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 □共用部分 を除く。	m ²	別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（ア） 円（a ^レ ）	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（ア） 円（A ^レ ）
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（イ） 円（b ^レ ）	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（イ） 円（B ^レ ）
	合計	m ²	（a ^レ ）+（b ^レ ） 円	（A ^レ ）+（B ^レ ） 円
他の建築物	合計	m ²	（c ^レ ） 円	（C ^レ ） 円

合計 _____ 円

（注意）

- 1 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 金額（c^レ）及び（C^レ）には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 5 本様式に別紙を添付すること。

（日本産業規格A列4番）

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物____ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（ア）	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（ア）
	□共用部分を 除く。	m ²	円(a [〃])	円(A [〃])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（イ） 円(b [〃])	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（イ） 円(B [〃])
小計	m ²	(a [〃]) + (b [〃]) 円	(A [〃]) + (B [〃]) 円	
他の建築物____ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（ア）	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（ア）
	□共用部分を 除く。	m ²	円(a [〃])	円(A [〃])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（イ） 円(b [〃])	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（イ） 円(B [〃])
小計	m ²	(a [〃]) + (b [〃]) 円	(A [〃]) + (B [〃]) 円	
他の建築物____ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（ア）	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（ア）
	□共用部分を 除く。	m ²	円(a [〃])	円(A [〃])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第一の三 四の （一）の（二）のイの（イ） 円(b [〃])	別表第一の三 四の （二）の（二）のイの（イ） 円(B [〃])
小計	m ²	(a [〃]) + (b [〃]) 円	(A [〃]) + (B [〃]) 円	
他の建築物	合計		円(c [〃])	円(C [〃])

(注意)

- 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表第一の三 三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条関係)

基準適合認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請)

1 計画の評価方法

(該当する□にレを記入)

住宅部分：

- 性能基準 仕様基準
 モデル住宅法 フロア入力法

非住宅部分：

- モデル建物法 標準入力法等

2 手数料額の計算

申請の種類(申請の該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m ²	別表第一の三五の(一)の(1) 円	別表第一の三五の(二)の(1) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く。 m ²	別表第一の三五の(一)の(2)のア 円(a [〃])	別表第一の三五の(二)の(2)のア 円(A [〃])
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第一の三五の(一)の(2)のイ 円(b [〃])	別表第一の三五の(二)の(2)のイ 円(B [〃])
	合計 m ²	(a [〃]) + (b [〃]) 円	(A [〃]) + (B [〃]) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 1 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 2 「適合証等」とは、申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 3 住宅部分の床面積の合計の項について、共同住宅の評価方法に係る仕様基準を選択する場合は、共用部分を除くの□にレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。
- 4 共同住宅の評価方法に係る仕様基準に該当するもの以外を選択する場合は、住宅部分の共用部分を除くことができる。この場合における住宅部分の床面積の合計の項については、共用部分を除くの□にレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。

(日本産業規格A列4番)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十八号

職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

付則第五項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区基本構想審議会条例施行規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十九号

東京都北区基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区基本構想審議会条例（令和三年三月東京都北区条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、条例第六条第一項の規定により、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を招集するときは、やむを得ない場合を除き、招集期日の三日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して委員に通知するものとする。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(庶務)

第四条 審議会及び条例第七条に規定する部会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会

が定める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「給与減額整理簿（別記第三号様式）を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければ」を「システムに所要事項を入力しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、給与減額整理簿（別記第三号様式）を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十一号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「、給与減額整理簿を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければ」を「システムに所要事項を入力しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、給与減額整理簿を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十二号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「令和元年十月東京都北区条例第四十九号」を「令和元年十月東京都北区条例第十二号」に、「別記第六号様式」を「システムに所要事項を入力する」とに改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、システムにより難しい場合は、部分休業承認請求書（別記第六号様式）により処理するものとする。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十三号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項中「第三十四の二第一項」を「第三十四条の二第一項」に改める。

別記第二十号様式(表)中「下」を「へだたひ」に改め、同様式(裏)中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（以下「特例基準割合」といふ。）を削り、「当該特例基準割合に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十四号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東京都北区規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（裏）中「~~ノ・ノ~~」を削り、「~~第~~」を削り、「~~第~~」を「~~第~~」に改める。

別記第一号の二様式（裏）中「~~第~~」を「~~第~~」を「~~第~~」を「~~第~~」を削り、「~~第~~」を「~~第~~」に改める。

別記第一号の三様式（裏）中「~~ノ・ノ~~」を削り、「~~第~~」を削り、「~~第~~」を「~~第~~」に改める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十五号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者 二十七
万円

第五条第二項第四号中「その控除の対象となつた勤労学生一人につき」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者 三

十五万円

第七条第十号を削る。

第十三条第一項第五号中「から第十号までのいずれか」を「又は第九号」に改める。

別記様式第八号中 「ニ・ハ・ニ・ハ・ニ・ハ」を「ニ・ハ」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区児童育成手当に関する条例施行規則第五条、第七条、第十三条及び別記様式第八号の規定は、令和三年六月以後の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区児童育成手当条例施行規則別記様式第八号の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十五日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十六号

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年十二月東京都北区規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「除く」を「除き、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする」に、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号に規定する控除を受けた者（母を除く。）については、二十七万円

第十二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第八号の二に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、三十五万円

第十三条中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

別記第一号様式中「算入の特例」及び「特算」を「ひとりの親」に改める。

別記第三号様式（表1の裏）中「必ずこの証と被保険者証を一緒に取扱い病院等の窓口を」「取扱病院・薬局等（表1の裏）の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒（表1の裏）に改め、「場合は、」の次に「電子確認を受け、」を加える。

別記第三号様式の二（表1の裏）中「必ずこの証と被保険者証を一緒（表1の裏）に、取扱い病院等の窓口を」「取扱病院・薬局等（表1の裏）の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証と被保険者証を一緒（表1の裏）に改め、「電子確認を受け、」の次に「電子的確認を受け、」を加え、「問合せ先」を「問合せ先」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条

例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条及び別記第一号様式の規定は、令和四年一月一日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第三号様式及び第三号様式の二の規定により交付されている医療証は、これらの医療証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規則別記第三号様式及び第三号様式の二の規定による医療証とみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則別記第三号様式及び第三号様式の二の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができるとする。

東京都北区子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和三年三月二十五日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十七号

則 東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規

東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成十六年三月東京都
北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

子ども医療費助成医療証交付申請書

※ 太枠の中を記入してください。

養育する子ども	フリガナ 氏名		性別	生年月日	年 月 日	
	マイナンバー 個人番号					
	住所					
申請者（養育者）	<p>子ども医療費助成制度の医療証の交付を申請します。また、受給期間中の資格審査のため所得状況を確認することに同意します。</p> <p>東京都北区長 殿 申請日 年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>電話 _____ () _____</p> <p>フリガナ 氏名 _____ ㊟</p> <p>個人番号（マイナンバー） _____</p> <p>記名押印に代えて署名することができます。</p>					
	生年月日	年 月 日			続柄	父・母・ ()
同居別居の別	同 ・ 別	監護の有無	有 ・ 無	生計関係	同一 ・ 維持	
子どもが健康加入し	北区国保 健康保険組合 全国健康保険協会 共済組合 都内国保組合 都外国保組合	保護者の加入年金	国民年金 厚生年金 共済年金 その他共済年金 未加入	次に該当している方は○をつけてください。 1 生活保護を受けている。 2 ひとり親医療証を持っている。 3 子どもが心身障害者医療証を持っている。 4 子どもが児童福祉施設に入所している。 （母子生活支援施設・通所施設を除く。）		
申請の際、子どもが加入している（出生を添付すること）健康保険証の写し						

区事務処理欄	保留理由	加入保険・住基・ ()	受付	入力	確認	交付
	認定事由	転入・出生・ ()				
	資格取得日	年 月 日				
	児童手当	申請中・受給中・無	受給者No.		窓・郵	

別記第五号様式(電)中「必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱病院、診療所、薬局（以下「病院等」という。）の窓口」や「取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒」並以、「食事標準負担額」や「食事療養標準負担額」及び「下記」の窓口で払い戻しの申請ができません。」や「支給される場合は「、電子的確認を受けるか」や「領収書」の次に「等」を付ける。」、「下記」の窓口で再交付」及び「再交付」及び「問い合わせ先」や「問い合わせ先」及び「下記」の窓口で再交付」及び「問い合わせ先」及び「問い合わせ先」を一緒に、取扱病院、診療所、薬局（以下「病院等」という。）の窓口」や「取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒」及び「食事標準負担額」や「食事療養標準負担額」の次に「支給される場合は」の次に「、電子的確認を受けるか」及び「領収書」の次に「等」を付ける。」、「下記」の窓口で」及び「下記」の窓口で」及び「問い合わせ先」及び「問い合わせ先」に定める。

別記第五号様式 中

1 内科	3 歯科	4 調剤	6 看護	7 柔道	8 補装具	9 その他	1 入院	2 外来
------	------	------	------	------	-------	-------	------	------

に改める。

別記第九号様式中「4 ひの歯（ ）を

「4 齲臼

5 その歯（ ）に、「TEL」を「齲

臼」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第二号様式及び第二号様式の二の規定により交付されている医療証は、これらの医療証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号様式の二の規定による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第二号様式及び第二号様式の二の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十八号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一「東京都北区金銭領収印の項中「総務部契約管財課」の下に「、区民部戸籍住民課」を加える。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十九号

東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例施行規則（平成二十二年三月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都北区立児童発達支援センター条例施行規則

第一条中「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園条例」を「東京都北区立児童発達支援センター条例」に改める。

第二条の見出しを「（休館日）」に改め、同条第一項中「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）及び分園の休館日」を「東京都北区立児童発達支援センター（以下「センター」という。）の休館日」に改め、同条第二項中「休園日」を「休館日」に改める。
第三条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「さくらんぼ園及び分園の使用時間」を「センターの利用時間」に改める。

第四条中「さくらんぼ園の」を「条例第四条第一号に規定する児童発達支援を利用することができる者」に改める。

第五条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「さくらんぼ園を使用しよ

うとする者は、次の各号に定める申請書」を「センターの事業を利用しようとする者は、東京都北区立児童発達支援センター事業利用申請書（別記第一号様式）」に改め、同条各号を削る。

第六条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「前条第一号」を「前条」に、「さくらんぼ園の使用」を「センターの事業の利用」に、「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園使用承認通知書（別記第三号様式）」を「東京都北区立児童発達支援センター事業利用承認通知書（別記第二号様式）」に、「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園使用不承認通知書（別記第四号様式）」を「東京都北区立児童発達支援センター事業利用不承認通知書（別記第三号様式）」に改め、同条第二項を削る。

第七条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「さくらんぼ園の使用」を「センターの事業の利用」に、「利用者」という。）の保護者は、その使用」を「利用者」という。）は、その利用」に、「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園使用辞退届（別記第七号様式）」を「東京都北区立児童発達支援センター事業利用辞退届（別記第四号様式）」に改め、同条第二項を削る。

第八条の見出し中「使用条件」を「利用条件」に改め、同条中「使用の」を「利用の」に、「使用を」を「利用を」に、「東京都北区立子ども発達支援センターさ

くらんぼ園使用条件変更・承認取消等通知書（別記第九号様式）又は東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園団体使用条件変更・承認取消等通知書（別記第十号様式）により、利用者」を「東京都北区立児童発達支援センター事業利用条件変更・承認取消等通知書（別記第五号様式）により、利用者」に改める。

第九条第一項中「第十二項」の下に「並びに第二十四条の二十六第三項及び第四項」を加え、同条第二項第三号中「利用者」を「利用者」に改める。

別記第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

東京都北区立児童発達支援センター事業利用申請書

年 月 日

東京都北区長殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
利用希望者との続柄

東京都北区立児童発達支援センターの事業の利用を次のとおり申請します。

（ 児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援 ）

利用希望者	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	年 齡	歳
	住 所			

利用希望者の通所給付決定の状況（受給者証の交付を受けている方のみ）

受給者証番号			
支給決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
支 給 量 等		負 担 上限月額	円

第 号
年 月 日

様

東京都北区長 印

東京都北区立児童発達支援センター事業利用承認通知書

年 月 日付で申請のありました東京都北区立児童発達支援センターの事業の利用について、次のとおり承認しましたので、通知します。

利用希望者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
利用申請事業		
利用承認の条件		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

- (1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年が経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年が経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

東京都北区長 印

東京都北区立児童発達支援センター事業利用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました東京都北区立児童発達支援センターの事業の利用について、次のとおり不承認としましたので、通知します。

利用希望者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
利用申請事業		
不承認の理由		

(1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年が経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年が経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

東京都北区立児童発達支援センター事業利用辞退届

年 月 日

東京都北区長殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号
利用者との続柄

次のとおり、 年 月 日をもって、東京都北区立児童発達支援センターの事業の利用を辞退します。

利用者の氏名	
利 用 事 業	
辞 退 の 理 由	

別記第五号様式から第八号様式までを削る。

別記第九号様式中「東京都七区立子ども発達センターさくらんぼ園使用条件変更・承認取消等通知書」を「東京都北区区立子ども発達センターさくらんぼ園使用条件変更・承認取消等通知書」に、「使用条件」を「利用」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第十号様式を削る。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十号

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
施行規則（平成三十年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正す
る。

目次中「第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十一条）」を

「第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十一条）」

第五章 雑則（第三十二条）」に改める。

第五条第二項中「できること」の下に「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業
所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉
用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）
がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指
定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問
介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サ
ビス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第十四条第九号中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器
（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）を加え、同条中第三十号を第三十一号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、区からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区に届け出なければならない。

第十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点か

ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。

第二十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十条の二 指定居宅介護支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十条の二 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

らない。

一 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二十三条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第二十八条の二 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委

員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
本則に次の一章を加える。

第五章 雑則

（電磁的記録等）

第三十二条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第八条（前条において準用する場合を含む。）及び第十四条第二十七号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面

に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十四条中第三十号を第三十一号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に一号を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第

十九条第六号及び第二十八条の二（これらの規定を改正後の規則第三十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第十九条中「定める」とあるのは「定めておくよう努める」と、改正後の規則第二十八条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十条の二（改正後の規則第三十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第二十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十二條の二（改正後の規則第三十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第二十二條の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十一号

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年十二月東京都北区規則第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 基準該当介護予防支援に関する基準（第三十三条）」を「第五章 基準該当介護予防支援に関する基準（第三十三条）」に改める。

第六章 雑則（第三十四条）

第十八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第十九条に次の一項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十九条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十一条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹

底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二十二条に次の一項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十七条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十一条第九号中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

（電磁的記録等）

第三十四条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第八条（前条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第二十六号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知

覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条第六号及び第二十七条の二（これらの規定を改正後の規則第三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第十八条中「定める」

とあるのは「定めておくよう努める」と、改正後の規則第二十七条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第十九条の二（改正後の規則第三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第十九条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十一条の二（改正後の規則第三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第二十一条の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十二号

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 運営に関する基準（第八十六条―第九十二条）」を

「第三節 運営に関する基準（第八十六条―第九十二条）」

第十章 雑則（第九十三条）

「」に改める。

第四条第五項第一号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第一号及び」を加え、同項第二号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第二号において同じ。」を加え、同項第三号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第三号において同じ。」を加え、同項第四号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第四号において同じ。」を加え、同項第五号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第五号、」を加え、同項第六号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第六号、」を加え、同項第七号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第七号、」を加え、同項第八号中「いう。」の下に「第四十四条第四項第八号及び」を加える。

第二十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条に次の一項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見

直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十一条に次の一項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十二条に次の一項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、

これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十七条第一項中「協議会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第五十六条の十六第一項及び第八十二条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。）」を加える。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十八条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のため
の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のため
の指針を整備すること。

三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随

時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条第一項第一号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第二号中「とする。」を削り、同項第三号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の五項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスマン、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができ。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができ。

- 一 指定短期入所生活介護事業所
- 二 指定短期入所療養介護事業所
- 三 指定特定施設

- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- 五 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- 六 指定地域密着型特定施設
- 七 指定地域密着型介護老人福祉施設
- 八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 九 指定介護老人福祉施設
- 十 介護老人保健施設
- 十一 指定介護療養型医療施設
- 十二 介護医療院
- 五 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 六 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 七 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において

て、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十三条第二項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所」という。）との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条に次の一項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十六条中「第三十一条から」を「第三十条の二から」に、「第三十八条及び第三十九条」を「及び第三十八条から第三十九条まで」に、「第三十一条及び第三十二条」を「第三十条の二第二項、第三十一条第一項並びに第三項第一号及び第三号、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号」に改める。

第五十六条の十一中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項
第五十六条の十二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の十二に次の一項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の十四に次の一項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十六条の十五第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

るものとする。を)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第五十六条の十六第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第五十六条の十九中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十六条まで」の下に「、第三十八条の二」を加え、「第三十二条中」を「同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」に改める。

第五十六条の十九の三中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を、「第三十六条まで」の下に「、第三十八条の二」を加え、「第三十二条中」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」に、「及び

第五十六条の十二第三項」を「、第五十六条の十二第三項及び第四項並びに第五十六条の十五第二項第一号及び第三号」に改める。

第五十六条の三十二中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十六条の三十四第一項中「安全・サービス提供管理委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第五十六条の三十六中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十六条まで」の下に「、第三十八条の二」を加え、「第三十二条中」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十二条第一項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第五十六条の十二第三項」を「第五十六条の十二第三項及び第四項並びに第五十六条の十五第二項第一号及び第三号」に改める。

第六十条第一項中「又は施設」の下に「（第六十二条第一項ただし書において「本体事業所等」という。）」を加える。

第六十一条第二項中「第七十七条第七項」の下に「、第一百四十九条第九項」を加える。
第六十二条第一項ただし書中「ものとする」を「ものとし、及び当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本

体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする」に改める。

第六十九条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十六条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十六条まで」の下に「、第三十八条の二」を加え、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に、「第三十二条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第五十六条の十二第三項及び第四項並びに第五十六条の十五第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第七十七条第六項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第七十八条第三項中「第一百五十五条第二項」を「第一百五十五条第三項」に改める。

第八十二条中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならな

い。）」を加える。

第九十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十六条に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（区が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認められた場合にあつては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第一百三三条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「第三十八条、第三十九条」を「第三十八条から第三十九条まで」に、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に

改め、「第三十二条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第五十六条の十二第三項」の下に「及び第四項並びに第五十六条の十五第二項第一号及び第三号」を加える。

第一百四条第一項中「」をいう。「」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第一百四条第五項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業

等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定
認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生
活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知
症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係
る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連
携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員であ
る計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了して
いる者を置くことができる。

第二百五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテ
ライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、
本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。

第一百七条第一項中「三以下」を「一以上三以下（サテライト型指定認知症対応型
共同生活介護事業所にあつては、一又は二）」に改める。

第百十一条第七項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行
うことができるものとする。）」を加え、同条第八項中「外部の者による」を「次
の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 外部の者による評価

二 第二百二十二条において準用する第五十六条の十六第一項に規定する運営推進会議における評価

第一百五条中「指定地域密着型サービス」の下に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第一百六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第一百七条に次の一項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置

を講じなければならない。

第二百二十二条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「、第三十九条」を「から第三十九条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第三十二条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」とを削り、「第六章第三節」と」の下に「、第五十六条の十五第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第三百三十一条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三百三十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百三十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百三十九条に次の一項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百十二条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「、第三十九条」を「から第三十九条まで」に、「第三十二条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第七章第三節」と」の下に「、第五十六条の十五第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第四百十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第四百十三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条

第三項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（条例第十一条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第一百七十八条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第八項各号列記以外の部分中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第二号から第四号まで及び同条第十三項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四百四十九条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第五十五条第六項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第五十五条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第五十五条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第五十五条の三 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第六十条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する

政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第六十一条に次の一項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十三条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第六十七条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十九条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十六条」の下に「、第三十八条の二」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を、「同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第

一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第三十二条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第七十一条第一項第一号ア(2)中「おおむね十人以下としなければならぬ」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のように改める。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。第七十三条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第七十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第七十八条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第百七十八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十六条」の下に「第三十八条の二」を加え、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第三十二条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第百八十一条第十一項中「前項各号」を「第七項各号」に改める。

第百九十二条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「、第三十九条」を「から第三十九条まで」に、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「、同項、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「、第三十二条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多

機能型居宅介護従業者」とを削り、「第五十六条の十二第三項」の下に「及び第四項並びに第五十六条の十五第二項第一号及び第三号」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十章 雑則

（電磁的記録等）

第九十三条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十六条、第五十六条の十九、第五十六条の十九の三、第五十六条の三十六、第七十六条、第一百三条、第二百二十二条、第四百十二条、第六十九条、第八十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）、第九十九条第一項、第二百二十九条第一項及び第四百七条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができな方法）によることができる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十九条第八号、第五十二条第八号、第五十六条の十一第十号（改正後の規則第五十六条の十九の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の三十二第九号、第六十九条第十号、第九十五条第十号（改正後の規則第九十二条において準用する場合を含む。）、第一百六条第七号、第一百三十八条第九号、第一百六十条第八号及び第一百七十七条第九号の規定の適用については、改正後の規

則第二十九条、第五十二条、第五十六条の十一、第五十六条の三十二、第六十九条、第九十五条、第一百六条、第一百三十八条、第一百六十条及び第一百七十七条中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第三十八条の二（改正後の規則第五十六条、第五十六条の十九、第五十六条の十九の三、第五十六条の三十六、第七十六条、第一百三条、第二百二十二条、第四百二十二条、第四百六十九条、第一百八十条及び第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第三十条の二（改正後の規則第五十六条、第五十六条の十九、第五十六条の十九の三、第五十六条の三十六、第七十六条、第一百三条、第二百二十二条、第四百二十二条、第四百六十九条、第一百八十条及び第一百九十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第三十一条第三項

（改正後の規則第五十六条において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十条、第五十二項（改正後の規則第五十六条の十九の三、第五十六条の三十六、第七十六条、第二百三条、第二百二十二条、第四百十二条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第三十一条第三項及び第五十六条の十五第二項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第五十六条の十二第三項（改正後の規則第五十六条の十九の三、第五十六条の三十六、第七十六条、第二百三条及び第九十二条において準用する場合を含む。）、第二百七条第三項、第二百三十九条第四項、第六十一条第三項及び第七十八条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第一百五十五条の二（改正後の規則第一百八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用につい

ては、改正後の規則第百五十五条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第百五十五条の三（改正後の規則第百八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第百五十五条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

9 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第百六十三条第二項第三号（改正後の規則第百八十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

10 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第百六十七条第一項第四号（改正後の規則第百八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第百六十七条第一項中「講じなければ」とあるのは、

「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

11 施行日以後、当分の間、改正後の規則第七十一条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の規則第四百四十三条第一項第三号イ及び第四百七十八条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

12 この規則の施行の際現に存するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第七十一条第一項第一号ア(3)イの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

東京都北区指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十九日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十三号

東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第四節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十三条）」を

「第八十六条）」

「第四節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十三条）」に

「第八十六条）」

第五章 雑則（第八十七条）」

改める。

第六条第一項中「又は施設」の下に「（第八条第一項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第七条第二項中「第四十一条第七項」の下に「及び第六十七条第九項」を加える。

第八条第一項ただし書中「ものとする」を「ものとし、及び当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えないものとする」に改める。

第二十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十六条の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十八条に次の一項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信

機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十条に次の一項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これらいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十五条の二 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための

対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十七条第一項中「協議会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第四十六条において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第四十一条第六項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第七項中「（以下」の下に「この章において」を加える。

第四十二条第三項中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。
第四十六条中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。い。」に改める。

第五十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、区が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（区が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第六十二条中「第二十四条、第二十六条」の下に「、第二十六条の二」を加え、「第三十四条まで、第三十五条（第四項を除く。）から第三十七条まで」を「第三

十七条まで（第三十五条第四項を除く。）に、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「同項、第二十六条第三項及び第四項、第二十六条の二第二項、第二十九条第二項第一号及び第三号、第三十条第一項並びに第三十五条の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に改め、「第二十六条第三項及び第三十条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とを削る。

第六十七条第一項中「をいう。」を「をいう。以下この項において同じ。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第六十七条第五項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の

次に次の一項を加える。

9 第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

2 第六十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもつて充てることができる。

第七十条第一項中「三以下」を「一以上三以下（サテライト型指定介護予防認知

症対応型共同生活介護事業所にあつては、一又は二」に改める。

第七十四条第三項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第七十五条中「地域密着型介護予防サービス」の下に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第七十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七十七条に次の一項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第八十二条中「第二十二條、第二十四條」の下に「、第二十六條の二」を加え、「、第三十五條（第四項を除く。）、第三十六條、第三十七條（第五項）」を「から第三十七條まで（第三十五條第四項及び第三十七條第五項）」に、「、介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「、同項、第二十六條の二第二項、第二十九條第二項第一号及び第三号、第三十條第一項並びに第三十五條の二第一号及び第三号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」に改め、「、第三十條中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを削る。

第八十三條第二項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 外部の者による評価

二 前条において準用する第三十九條第一項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の一章を加える。

第五章 雑則

（電磁的記録等）

第八十七條 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第六十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十五条第十号、第五十四条第十号及び第七十六条第七号の規定の適用については、改正後の規則第二十五条、第五十四条及び第七十六条中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第三十五条の二（改正後の規則第六十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第三十五条の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十六条の二（改正後の規則第六十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第二十六条の二第一項中「講じなければ」とある

のは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十六条第三項

（改正後の規則第六十二条において準用する場合を含む。）及び第七十七条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第二十九条第二項（改正後の規則第六十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第二十九条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三十四号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例第三条に規定する適用期間を定める規則の一部を改正する規則

本則中「（東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議設置要綱（令和二年五月十四日付二総防管第七百四十四号。以下「要綱」という。）第一条に規定する東京都新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改め、「（要綱第二(1)のモニタリング指標をいう。）」を削り、「感染が拡大していると思われる」を「感染が拡大していると思われる／感染の再拡大の危険性が高いと思われる」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。